

年 月 日

東京都知事 殿

郵便番号
住 所
氏 名
〔法人にあつては主たる事務所の所在地〕
〔名称及び代表者の氏名〕
電話番号
F A X
担 当 者

廃棄物再生事業者登録申請書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により、廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

事業場名		連絡先	本店・事業場
所在地	〒		
電話番号		F A X	
廃棄物再生 事業内容			
〔添付書類〕 1 事業計画の概要を記載した書類 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、断面図及び構造図 3 法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書 4 個人である場合には、住民票の写し 5 業務経歴を記載した書類 6 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類として次に掲げる書類 （1）1の書類の付属資料として処理フロー（処理過程を図に示したもの） （2）2の平面図の付属資料として施設の配置、構造図の添付資料として施設の写真 （3）施設及び設備の概況を記載した書類 （4）土地、建物及び施設等の使用権原が確認できる書類 （5）法人の場合は、直前3年間の各事業年度における貸借対照表及び法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類 （6）個人の場合には、直前3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類 （7）要綱第3条第2項第1号及び第2号に該当しない者である旨の書類 ※東京都知事の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を含む）、産業廃棄物処分業者及び一般廃棄物処理施設設置者の場合は2及び6（2）、（4）の添付を省略することができる。			
（備考） 欄内に書ききれないときは別紙に記入して添付すること。			

(別紙1)

事業計画の概要

1. 事業内容 (再生事業の処理方法・処理工程等)

2. 登録する事業場における年間再生量

年度	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合計
受入量 (t)													
再生量 (t)													
残さ量 (t)													
再生率 (%)													

3. 従業員数 (事業場単位)・稼働時間・用途地域

(1) 従業員数 :

(2) 稼働時間 :

(3) 用途地域 :

4. 主な取引先

(1) 排出者 :

(2) 売却先 :

(3) 残さ物処理委託先 :

5. 営業区域

6. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可の有無 (許可の種類及び番号)

有 (種類 : 番号 :)

無

(別紙2)

施設及び設備の概況

保 管 施 設	飛散防止方法			
	流出防止方法			
	地下浸透防止方法			
	悪臭発散防止方法			
再 生 に 供 す る 施 設	種 類			
	メーカー名 及び型式			
	数量(基)			
	能力(t/日)			
	構 造			
	設置事業場床面積			
	塀又は外壁の材質 及び高さ			
都民の健康と安全 を確保する環境に 関する条例別表第 七に適合する悪 臭・騒音・振動等 の防止措置方法				
運 搬 施 設	種類及びメーカー名			
	最大積載量			
	数 量			
備 考				

※欄内に書ききれない場合は別紙に記入して添付すること。

(様式4)

年 月 日

東京都知事 殿

郵便番号
住 所
氏 名
〔 法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕
電話番号
F A X
担 当 者

登録証明書再交付申請書

紛失
廃棄物再生事業者登録証明書を しましたので、下記のとおり廃棄物再生事業者登録
き損

証明書の再交付を申請します。

記

- 1 廃棄物再生事業者登録番号
- 2 紛失・き損理由
(紛失等の場合、警察等への届出年月日及び届出番号等も記入すること。)
- 3 紛失・き損年月日

※き損の場合は、き損した登録証明書を添付すること。

(様式5)

年 月 日

東京都知事 殿

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

F A X

担 当 者

廃棄物再生事業者登録申請事項変更届

年 月 日付第 号で登録を受けた廃棄物再生事業者登録の申請事項について、次の通り変更事項が生じたので届け出ます。

記

1 廃棄物再生事業者登録番号

2 変更事項

3 変更内容

〔新〕

〔旧〕

4 変更年月日

5 変更理由

(様式6)

年 月 日

東京都知事 殿

郵便番号
住 所
氏 名
〔 法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕
電話番号
F A X
担 当 者

事業場廃止届

年 月 日付第 号で登録を受けた事業場を、廃止しますので下記のと
おり届け出ます。

記

- 1 廃棄物再生事業者登録番号
- 2 事業場の名称
- 3 事業場の所在地
- 4 廃止年月日
- 5 廃止理由

※ 廃棄物再生事業者登録証明書（原本）を添付すること。

(様式7)

年 月 日

東京都知事 殿

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

F A X

担 当 者

事業場休止・再開届

年 月 日付第 号で登録を受けた事業場を、休止・再開しますので、
下記のとおり届け出ます。

記

- 1 廃棄物再生事業者登録番号
- 2 事業場の名称
- 3 事業場の所在地
- 4 休止・再開年月日
- 5 休止（予定）期間
- 6 休止・再開理由

(様式9)

年 月 日

東京都知事 殿

廃棄物再生事業者登録番号 第 号

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

電話番号

F A X

担 当 者

廃棄物再生実績報告書

年度分の再生実績について、下記のとおり報告します。

事業場名					
所在地	〒				
電話番号			F A X		
品 目	受入量	再 生 量		残 さ 量	
		再生量	取引先	発生量	処理先
合 計					

欠格条項に該当していない者 である旨の誓約書

東京都知事殿

年 月 日

申請者、並びに申請者の役員、政令第6条の10に定める使用人、法定代理人、相談役又は顧問及び株主（出資者）が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定める欠格条項に該当していない者であることを誓約します。

申請者 住所

氏名 (法人にあつては名称及び代表者名)

欠格条項とは

- 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）もしくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。）
- 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分の日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 6に規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、6の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）が1から9までのいずれかに該当するもの
- 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに1から9までのいずれかに該当する者のあるもの
- 個人で政令で定める使用人のうちに1から9までのいずれかに該当する者のあるもの